

登録有形文化財活用推進業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

大熊町

1. 業務の目的

大熊町内に所在する国登録有形文化財（建造物）の以下2件について、地域のシンボルとして整備・活用を行うために、令和4年度に「文化財活用再生推進業務」としてその方策を検討した。

- (1) 石田家住宅（令和元年度国登録有形文化財）
- (2) 渡部家住宅（令和2年度国登録有形文化財）

その結果を受けて、大熊町が所有する石田家住宅は社会教育活動の実践の場とすること、そして個人が所有する渡部家住宅は民間主導による自立可能な事業活動の場とすること、これらを整備方針として活用を検討することとした。また、新たな交流拠点の創出が期待される大熊町大川原地区において、新たな交流の場とすることを共通の目的とする。

2. 業務内容

- (1) 対象業務 別紙「仕様書」のとおり
- (2) 委託業務期間 契約日から令和6年3月29日まで
- (3) 委託費の上限 2,945,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 業務対象の文化財概要

- (1) 「文化遺産オンライン」（「福島県」「双葉郡大熊町」所在）
(https://bunka.nii.ac.jp/heritages/search?freetext=&title=&artist=&prefecture_cd=7&city_code=7545&museum=&indexNum=20&sorttype=_)
- (2) 「町内初の登録有形文化財に」（令和2年1月6日）※石田家住宅
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/somu/14924.html>)
- (3) 「渡部家住宅が登録有形文化財に」（令和2年8月1日）※渡部家住宅
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/somu/14924.html>)

4. 委託候補者の選定方法等

- (1) 委託候補者選定方法 プロポーザル方式（公募型）
- (2) プロポーザル参加報償 無償
- (3) その他 大熊町プロポーザル方式実施要綱
(平成29年2月23日付訓令第3号)に基づき実施。

5. プロポーザルに係る事項

- (1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人（代表企業を定めたコンソーシアム体制も可）であり、次に掲げる①～⑦の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者でないこと。
 - （ア）破産者で復権を得ない者
 - （イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - （ア）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - （イ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
 - （ウ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 租税を期限内に完納していること。

（2）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

6. スケジュールおよび様式一覧

(1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和5年4月28日(金)
質問受付期限	令和5年5月15日(月) 16:00 まで
質問回答	令和5年5月17日(水)
参加資格確認申請書提出期限	令和5年5月23日(火) 16:00 まで
技術提案書提出期限	令和5年5月31日(水) 16:00 まで
審査委員会(プレゼンテーション)	令和5年6月6日(火) ※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。
審査結果の通知	令和5年6月7日(水)

(2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

7. 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和5年5月15日(月) 16:00 まで(必着)
- (2) 提出方法 質問書(様式第1号)により、以下のメールアドレス(大熊町役場教育総務課宛)に電子メールにより提出し、件名は「【質問書】登録有形文化財活用推進業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール: shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp (教育総務課宛)

- (3) 回 答 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和5年5月17日(水)に大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

8. プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルの参加に必要な資格確認を受けること。資格確認の結果について、後日町か

ら通知を行う。なお、この提出がない者の技術提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和5年5月23日(火) 16:00 まで(必着)
- (2) 提出先 大熊町役場 教育総務課
- (3) 提出書類 ① プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)
② 会社概要(様式第3号)
- (4) 提出方法 予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

9. 技術提案書

(1) 提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の技術提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

- ① 提出期限 令和5年5月31日(金) 16:00 まで(必着)
- ② 提出先 大熊町役場 教育総務課
- ③ 提出書類
 - (ア) 技術提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格 A4 判とする)
 - (イ) 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)
 - (ウ) その他技術提案を説明するのに必要な書類
 - (エ) 会社概要(様式第3号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書
(収支状況が分かるもの)
 - (オ) 守秘義務誓約書(様式第4号)
 - (カ) 業務実施体制書(様式第5号)
 - (キ) 定款又は寄付行為の写し
(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)
 - (ク) 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
 - (ケ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第6号)
- ④ 提出部数
 - ・(ア)～(ケ)の印刷した紙媒体1部
 - ・(ア)～(ケ)の個別ファイルデータ(形式:PDF)
 - ・(ア)、(エ)会社概要(決算書類除く)及び(カ)の統合ファイルデータ(形式:PDF)
 - ※(ア)、(エ)、(カ)の順とすること
- ⑤ 提出方法
予め提出日時を連絡のうえ、電子メール、郵送(簡易書留)、または持参すること。

(2) 技術提案書の内容

技術提案書には別紙「仕様書」の委託業務内容に基づき、以下の内容について作成すること。

- ① 業務目的
対象となる物件の所在する地域の特性等
- ② 業務方針
実施方針を踏まえた具体的な業務方針
- ③ 調査業務の手法
方法もしくは指標とする基準等
- ④ 実証業務の計画
イベント等の年間実施計画およびそのうち 1 件以上の概要（時期・施策・対象等を明示）
ならびにその評価方法
- ⑤ 各業務の体制
予定する各業務の人員体制（人数・社内外の属性等）
※ただし、社外の人員を記載する場合は事前調整済の事項のみ記載すること。

(3) 技術提案書等の提出に際しての留意事項

- ① 失格又は無効
次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。
(ア) 提出期限を過ぎて技術提案書等が提出された場合。
(イ) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
(ウ) 積算書が委託費の上限額を超過する場合
(エ) 提出書類に不備があった場合。
(オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
(カ) 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により
逮捕又は起訴された場合。
(キ) 本要領に違反すると認められる場合。
(ク) その他、町が予め指示した事項に違反した場合。
- ② 複数技術提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の技術提案書の提出を行うことはできない。
- ③ 辞退
提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ④ 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- ⑤ その他
提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出
を求めることがある。
提出された技術提案書等は返却しない。

10. 審査に関する事項

(1) 審査方法

町は本業務に関する審査委員会において提案内容を総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を特定する。

(2) 審査委員会（プレゼンテーション）

技術提案書及び技術提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。本審査で特定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

令和5年6月6日（火）

※ただし、参加者多数の場合は日程を調整する可能性があり、確定した日時は別途通知する。

大熊町役場 1階 会議室1

※技術提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

② 審査所要時間

プレゼンテーション 20分以内、ヒアリング 15分程度を目安とする。

③ 評価基準

下記の項目に基づいて評価・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を特定する。

ただし、審査員の平均点数が25/100を満たさない者は特定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額も同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

町は審査結果を速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。

⑤ その他

- ・提案者が1社のみの場合においても、本審査を実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した技術提案書を基に行うこととし、技術提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。
- ・プレゼンテーション当日の機器等の準備については、開催日時と合わせて別途通知をする。

【評価基準】（審査員 1 人当たりの合計）

評価項目	評価基準	評価 (配点)
A. 業務目的に対する理解度	・業務の対象となる登録有形文化財（建造物）の石田家住宅および渡部家住宅、ならびにそれらの所在する大川原地区、ひいては避難自治体である大熊町の背景を十分理解したうえで提案されているか。	20
B. 業務実施方針との整合性	・業務の目的とする以下の実施方針と整合した提案がなされているか。 ○石田家住宅 社会教育実践の場 ○渡部家住宅 民間主動による自立可能な事業活動の場	20
C. 業務実施手法の明瞭性	・業務の内容が具体的かつ実施可能性が高い方法が提案されているか。	20
D. 業務実施計画等の妥当性	・業務の実施計画が適切かつ合理的に提案されているか。	20
E. 業務実施体制の妥当性	・業務の遂行が実施可能な体制が提案されているか。	20
合計		100/100

【評価項目ごとの数値決定方法】

評価	配点（20 点）
優れている	20
やや優れている	16
普通	12
やや劣る	8
劣る	4

11. 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

特定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は提案時の積算額を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合点数が次点であった提案者と協議する。

12. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 物件等への立入

業務の対象となる登録有形文化財（建造物）の石田家住宅および渡部家住宅の所在する敷地は

私有地であることから、無断での立入は厳に慎むこと。

(2) 業務の一括再委託に関する事項

受託者は、受託を行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うために必要な業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。予定がある場合は実施体制に詳細を記載のこと。

(3) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「大熊町個人情報保護条例」に基づき、その取り扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 説明会

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

13. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町教育委員会 教育総務課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番 0240-23-7194

メールアドレス shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp (教育総務課宛)